

財政用語の予備知識その①

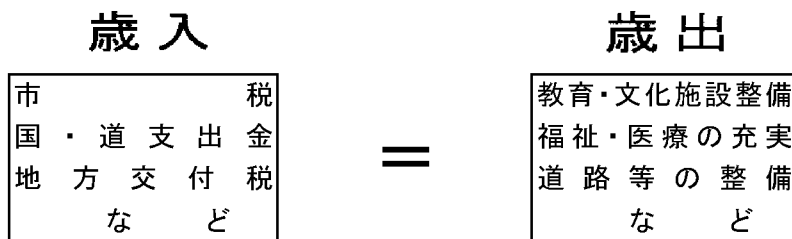
このホームページに記述されているおもな財政用語について簡単に説明いたします。

【財政】

国や地方公共団体が一定の予算に基づいて行う経済活動のことです。地方公共団体が行うものを地方財政といいます。

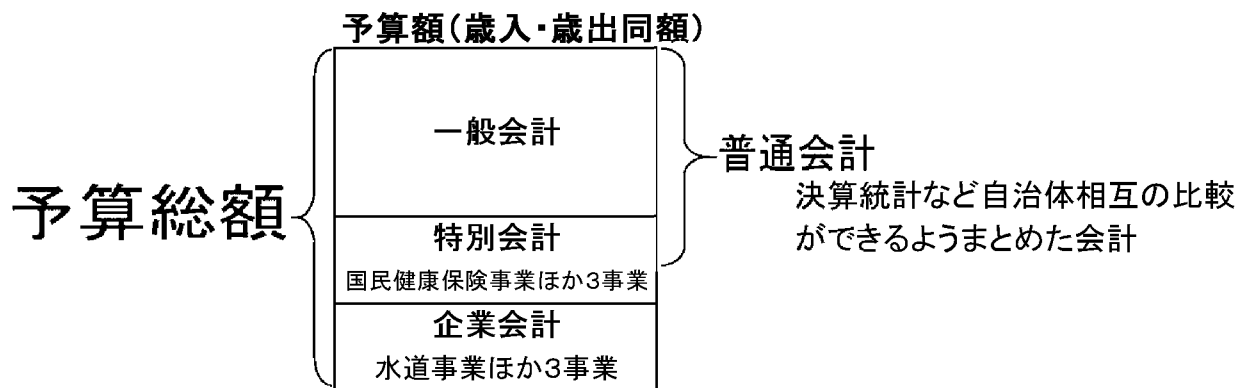
【予算】

市が1年間(4月から翌年の3月)に事業を行うための収入と支出の予定です。この1年を「年度」と言います。収入は「歳入」、支出は「歳出」と言います。予算のうえでは、歳入と歳出は同額になります。



【会計】

予算・決算の経理上の区分けを言います。市の予算は一般会計・特別会計(4会計)・企業会計(4会計)から構成されています。この一般会計と特別会計・企業会計を合算した額が市の予算総額になります。一般会計とは、市の行政運営に必要な基本的経費を網羅して計上した会計をいいます。特別会計とは、特定の歳入と歳出を一般会計とは区別して別に経理する会計をいいます。企業会計とは、特別会計のなかでも地方公営企業法の適用を受ける会計をいいます。



【当初予算と補正予算】

「当初予算」とは、年度がはじまる前に1年間の歳入と歳出をまとめた予算をいいます。

「補正予算」とは、年度の途中で様々な事由により、事業費を変更する必要が生じたとき当初予算に変更を加える予算をいいます。

事業費の変更 (増加又は減少)		変更した歳出に 必要な歳入	} 補正予算 (変更分だけ計上)
当初予算		当初予算	

【決算】

決算とは、年度内(4月から翌年の3月)の歳入と歳出の結果報告です。

歳入と歳出のさし引き残がある場合は、翌年度に繰り越したり、積立や市債の償還に当てられます。

